

公 告

平成30年8月20日

防衛省陸上自衛隊
高知駐屯地業務隊長 岡 亮

陸上自衛隊高知駐屯地における売店、食堂の設置及び経営に関する
業者の募集について

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する陸上自衛隊高知駐屯地において、売店、食堂を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置業種及び店舗数

- (1) スポーツ用品及び洋品店（自衛隊グッズを含む。） 1店舗
- (2) 喫茶・食堂 1店舗

4 公告期間

平成30年8月20日（月）午前10時から平成30年9月5日（水）午後5時まで

5 募集要領の配布

(1) 期 間

平成30年8月20日（月）午前10時から平成30年9月5日（水）午後5時まで（土日・祝日を除く。）

(2) 場 所

〒781-5495 高知県香南市香我美町上分3390番地
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班
TEL 0887（55）3171 内線328
担当 片岡、宗石

(3) その他

募集要領等は、公告期間中に限り中部方面会計隊ホームページに掲載、又は高知駐屯地業務隊厚生科厚生班で手交により配布しています。

6 業者説明会

(1) 日 時

平成30年9月7日（金）午前10時から

(2) 場 所

陸上自衛隊高知駐屯地内 隊庁舎1階「会計隊入札室」

(3) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は準備の都合上、9月5日（水）午後5時（土日・祝日を除く。）までに、①会社等の名称 ②出席者氏名 ③連絡先・電話番号 ④車で来隊される方は車種・車番を、高知駐屯地業務隊厚生科厚生班までご連絡下さい（電話連絡可）。

ウ 参加は、1業者2名以内でお願い致します。

エ 連絡先

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊 厚生科厚生班
TEL 0887（55）3171 内線328
担当 片岡、宗石

7 選考結果

決定業者には、直接通知致します。

8 その他

細部の内容は、募集要領によります。